

② 年次有給休暇の計画的付与で休暇がない労働者の取扱い  
派遣先の計画的付与日における派遣労働者の休業

**問①** 当社は、ゴールデンウイーク、お盆に1週間程度休業しますが、その期間の一部について年から、所定休日が増えても月給額は変わりませんので、不利益にはならぬいと思います。

# 質問に お答えしま す

次有給休暇の計画的付与の対象とすべく労働組合と協議をしています。ところが、今年4月1日に採用した社員は年次有給休暇がなく付与できないため、その日を所定休日としても良いでしょうか。なお、社員は月給制です。

答① 年次有給休暇（以下「年休」と略します）の計画的付与は、労働基準法（以下「法」と略します）39条6項に基づき各労働者が持つ年休日数のうち5日を超える部分について労使協定をし、ゴールデンウイークやお盆休暇の一部など特定の日に年休を取得させるものです。

ここで、計画的付与の対象となるのは5日を超える部分であるため、年休のない新入社員も含めて全社で実施する場合は、新入社員に対しても特別の休暇を与えることが必要（昭63・1・1基発1号）で、それをしないで新入社員を休業させ

る場合には、少なくとも法26条の規定による休業手当の支払いが必要（昭63・3・14基発150号）とされています。

わらず、実質的には、その日に特別の有給休暇を与えていたことになりますので、所定休日にせずに特別休暇を与えて、計画的付与の対象者にすべきだと思われます。

なお、その場合、休暇制度を変更することになりますので、就業規則を変更し、労基署に届け出るとともに、計画的付与に関する労使協定にその旨を盛り込む必要があります。

問② 当社は派遣業ですが、派遣先会社のカレンダーに合わせて派遣する労働者の労働日を決めています。このたび、ある派遣先会社からお盆の3日間を年休の計画的付与

りますので単価は高くなり有利になりますが、新入社員だけ割増賃金の計算が異なることになるため、経理担当者の業務が煩雑になると思われます。ここで、御社の場合、新入社員は計画的付与日には休ませても月給額が変

答② その派遣先会社に派遣している労働者が月給制で、派遣先の年休の計画的付与日に休ませても賃金が減額されないのなら問題はありませんが、日給制・時間給制で労働日数が減ることにより賃金が減額する場合には、御社の責任において労働者に休業手当を支払うか他の派遣先に派遣しなければなりません。

なお、派遣労働者は年休が取りにくいことが多く、また、年休の計画的付与は班別・個人別も認められますので、その会社に派遣している労働者について、御社で労使協定を締結し、その日を計画的付与日にすれば良いと思います。